

運輸安全マネジメント

P-1transport では貨物自動車運送事業法を順守し、安全運輸マネジメントを通じ安全性の確保と向上に継続的に取り組んでいます。

当社は今般、貨物自動車運送事業法の主旨に基づき、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことを自覚し、輸送の安全対策は運送会社の最重要課題であり経営の最高責任者を筆頭に全社員が可能な限り安全に配慮し、

高いレベルの方針を基に目標設定、達成の為の計画、立案を行い実行する事、さらにこれらを継続的に実行する為のPDCAサイクルを活用し、さらなる安全性の確保と向上を計るものである。

Gマーク取得

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である社団法人全日本トラック協会は、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する貨物自動車運送事業安全性評価事業を実施しています。

認定事業所
株式会社 P-1 トランスポート KSB



運輸安全マネジメント導入に対する方針

令和8年度（2026年1月1日～2026年12月31日）

- ① 安全管理委員会等の設置
- ② 輸送の安全に関する基本的な方針
- ③ 輸送の安全に関する目標の設定
- ④ 輸送の安全に関する計画の作成
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修
- ⑥ 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
- ⑦ 事故・災害等に関する報告連絡体制
- ⑧ 安全マネジメントの決断

健康経営優良法人認定

- ・乗務員の睡眠時間チェック
- ・定期健診受診の義務化 等



2026

健康経営優良法人
KENKO Investment for Health

中小規模法人部門

ネクストブライト1000

1. 安全管理委員会等の設置



- ・ 輸送の安全に関する目標及び達成状況
- ・ 事故防止マニュアル作成

輸送の安全に関する目標及び達成状況

※表の数字は全て件数	実績	実績	実績	実績	目標
安全管理項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	0	0	0	0	0
実績（事故件数）	16	19	23	17	
対人事故	1	1	0	2	
物損事故	15	18	23	15	
（内訳）対車両	2	6	7	6	

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は0件でした。

事故防止のマニュアル作成＜事故防止対策＞

- ・ 安全確認の徹底
- ・ 定期的な教育指導

・ 輸送の安全に関する基本方針
・ 輸送の安全に関する目標の設定

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・ 当社は全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を教育や日常活動の中で常に意識し徹底させます。
- ・ 当社は運行管理体制の充実と共に、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- ・ 当社はPDCA（計画・実施・評価・改善）を実施することにより、輸送の安全に関する継続的な向上を図ります。

3. 輸送の安全に関する目標の設定

- ・ 休憩休息を十分確保し法定スピード内で走行する事。
- ・ 令和8年度の目標は、人身事故0件を目標とする。

4. 輸送の安全に関する計画の作成

1) 定期的従業員教育、指導者教育の実施

- ・ 毎月一回、従業員参加による運送安全推進会議を実施する。
(順法要約説明、事故事例考察、ヒヤリハット訓練、等々)
- ・ 関係外部機関との連携による運転者講習会の実施(運行管理者指導等)
- ・ 関係外部機関による運転者適性検査の受診、及び運転者コンテストへの参加

2) 確実な実行と従業員支援体制の確立と実施

「スピード管理・飲酒運転の撲滅・従業員の健康状態把握・労務管理」

- ・ スピード管理→デジタルタコメーター分析による安全指導、管理指導及びエコドライブの考察
- ・ 飲酒運転→アルコールチェッカーの全従業員完全実施、管理と分析、指導教育
- ・ 従業員の健康状態把握→運行管理者及び責任者の運転者との日々のコミュニケーションにより従業員の肉体的・精神的な状態を把握し、事故を未然に防ぐ
- ・ 労務管理の徹底→運行管理者の配車状況報告・確認・指示を明確にし、過重労働の防止、コンプライアンスの重視による運行の実施、運行管理の実施
- ・ 点呼時における事故状況説明、類似事故防止への注意点説明と事故防止への啓発活動の実施

3) 安全運転支援ツール、教育ツール活用による安全技術、知識、意識の浸透

- ・ ドライブレコーダー等機器活用とデータ分析、及び従業員教育の実施
- ・ 各種教育ドキュメント、情報の活用による従業員教育の実施

4) 運輸安全統括管理者による内部監査の実施と改善指導

- ・ 輸送の安全に関する教育及び研修計画
- ・ 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

5. 輸送の安全に関する教育及び研修

- ・ 事故防止のマニュアル作成
- ・ 安全確認の徹底
- ・ 定期的な教育指導

6. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

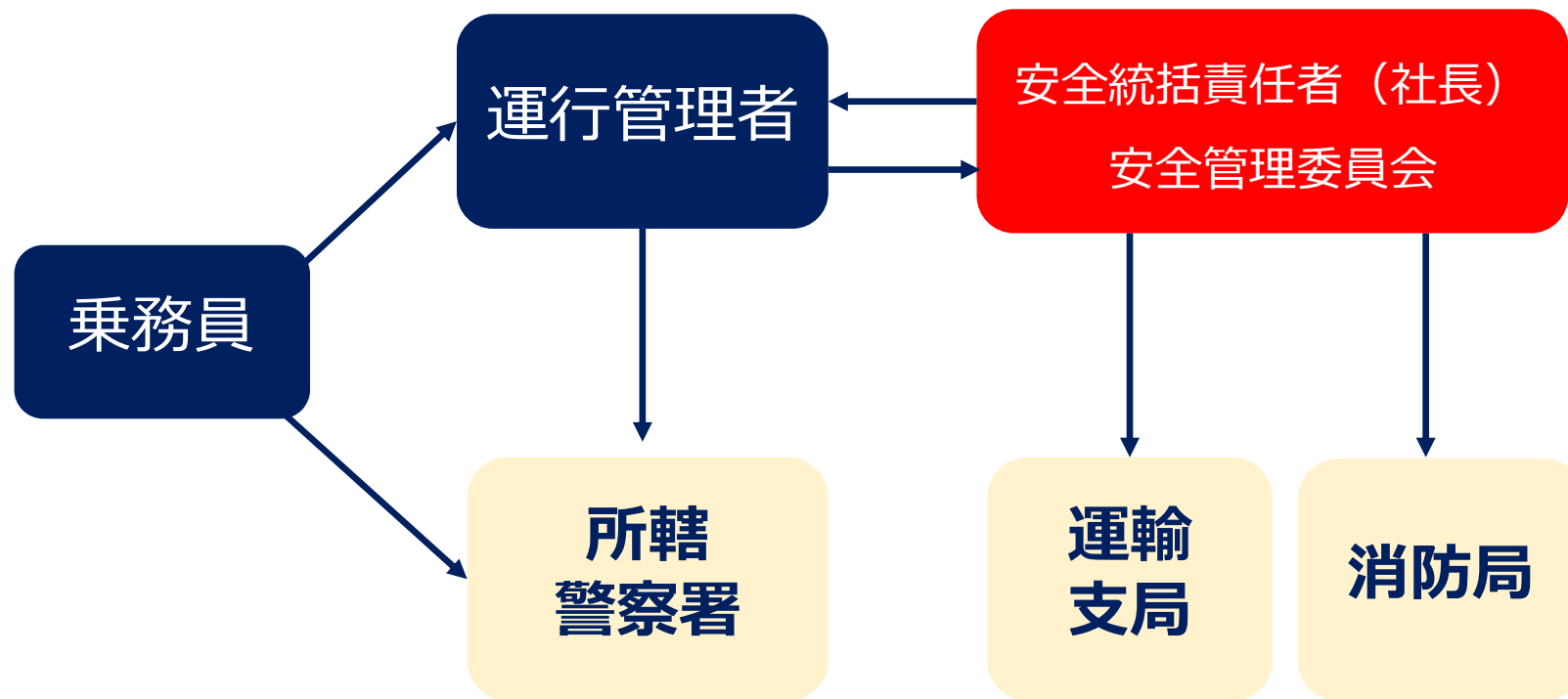
ホームページによる掲載及び社内緊急連絡網による伝達

(ホームページ掲載事項)

- ・ 安全マネジメント基本方針
- ・ 目標値・目標達成状況
- ・ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計
- ・ 組織体制（安全委員会）
- ・ 計画書
- ・ 報告連絡体制
- ・ 安全管理規程
- ・ 教育及び研修計画
- ・ 内部監査結果と処置
- ・ 行政処分後の改善内容

事故・災害等に関する報告連絡体制

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制



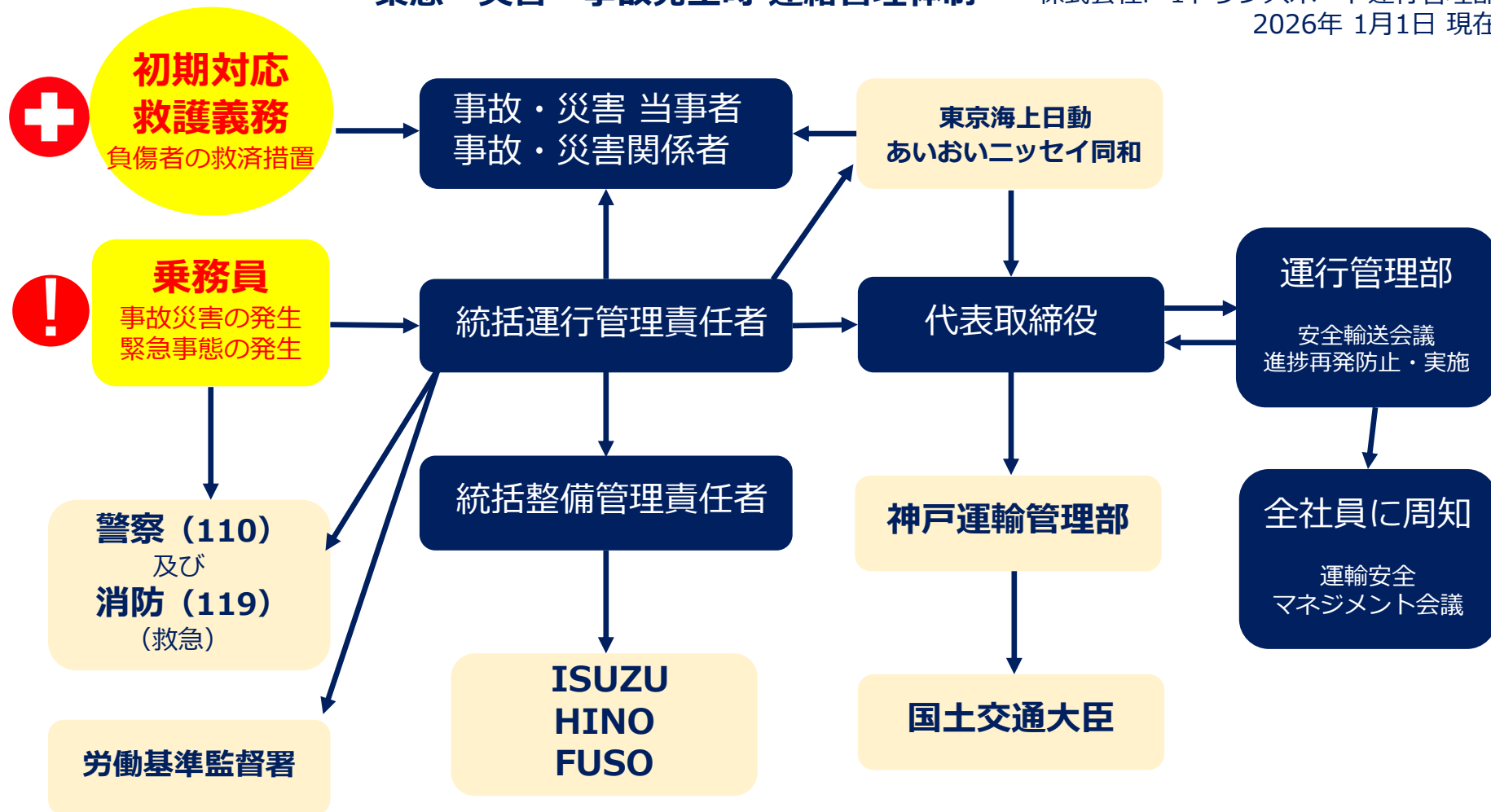
安全マネジメントに対する決断

8. 安全マネジメントの決断

令和8年度の輸送の安全に係る行政処分 なし

緊急・災害・事故発生時 連絡管理体制

株式会社P-1トランスポート運行管理部
2026年 1月1日 現在



乗務員安全教育
年間実施計画

項目	詳細	予定月
トラックを運転する場合の心がまえ	<ol style="list-style-type: none">1. トラック輸送の社会的重要性2. トラック事故の社会的影響3. 交通事故統計を用いた教育4. 安全運行の心がまえ	4月
トラックの運行を安全を確保するために遵守すべき基本項目	<ol style="list-style-type: none">1. トラック運行に係る法令2. 義務を果たさない場合の影響の把握	5月
トラックの構造上の特性	<ol style="list-style-type: none">1. トラックの特性に合わせた運転2. トレーラーの特性に合わせた運転3. 貨物の特性を理解した運転	6月
貨物の正しい積載方法	<ol style="list-style-type: none">1. 偏荷重の危険性2. 完全輸送のための積付け・固縛の方法3. 荷崩れ防止のための走行中の注意点	7月

乗務員安全教育年間実施計画

項目	詳細	予定月
過積載の危険性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過積載による事故要因と社会的影響 2. 過積載による罰則 3. 過積載の防止 	8月
危険物を運搬する場合に留意すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 3. タンクローリー運行上の注意事項 	9月
適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2. 許可運送における経路選択 	10月
危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応 	11月

乗務員安全教育
年間実施計画

項目	詳細	予定月
運転者の運転適正に応じた安全運転	<ol style="list-style-type: none">1. 適正診断の必要性2. 適正診断結果の活用方法	12月
交通事故に関わる運転者の生理的及び 心理的要因及び これらへの対処方法	<ol style="list-style-type: none">1. 交通事故の生理的・心理的要因2. 過労運転防止のための留意点3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点4. ヒューマンエラーを防ぐために	1月
健康管理の重要性	<ol style="list-style-type: none">1. 健康起因の事故と健康管理の必要性2. 健康管理のポイント	2月
運転支援装置を備えるトラックの 適切な運転方法	<ol style="list-style-type: none">1. 運転支援装置にかかる事故の事例2. 運転支援装置の性能及び留意点	3月